

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

1. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	船橋市南部地域包括支援センター
提供するサービスの種類	介護予防支援 / 介護予防ケアマネジメント
所在地	船橋市湊町2丁目10番25号 市役所3階
介護保険事業所番号	1200900049
サービスを提供する地域	船橋市のうち、湊町地区、海神地区、本町3丁目

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	会計年度 任用職員	業務内容
管理者	保健師	1名	-	従業者の管理及び業務管理
担当職員	保健師	5名	-	介護予防支援及び介護予防 ケアマネジメント
	社会福祉士	1名	2名	介護予防支援及び介護予防 ケアマネジメント
	主任介護支援専門員	2名	-	介護予防支援及び介護予防 ケアマネジメント
	看護師	-	1名	介護予防支援及び介護予防 ケアマネジメント
	介護支援専門員	-	3名	介護予防支援及び介護予防 ケアマネジメント

(3) 営業日時

平日(午前9時～午後5時)

[休業日:土・日・祝日、12月29日～1月3日]

2. 指定居宅介護支援事業所による介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて

当事業所は、利用者本人(以下、「利用者」という。)との相談・合意に基づいて、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託して提供することができるものとしています。

ご希望の居宅介護支援事業所がある場合は、原則として、その事業所に委託の可否についての確認をとりますが、一人の介護支援専門員が受け持つことのできる介護予防サービス計画等の作成件数に限りがあるなど、必ずしもご希望の居宅介護支援事業所に依頼できない場合があります。

その場合には、こちらで委託先の居宅介護支援事業所の選定を行うか、又は、当事業所の職員が直接介護予防サービス計画等を作成いたしますので、ご了承ください。

また、特にご希望の居宅介護支援事業者がない場合にも、同様の扱いとなりますので、ご了承くださいようお願いいたします。

3. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供の流れと主な内容

利用申込みの受付

↓ 申し込みをいただいた利用者に、重要事項説明書(本書)により説明し、同意を得ます。

契約締結

↓ 利用者と介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する契約を結びます。

状態の把握(アセスメント)

↓ 地域包括支援センターの職員又は委託先の居宅介護支援事業所の職員が、利用者や家族に面接し、抱えている問題点や解決すべき課題を分析します。

介護予防サービス計画等の原案作成

↓ アセスメント結果などに基づき、どのような支援が必要かを利用者や家族と調整し、その合意に基づき、計画等の原案を作成します。

介護予防サービス担当者との会議の開催又は連絡調整

↓ 介護予防サービスを提供する事業者の担当者などと利用者の状況等に関する情報を共有するとともに、計画等の原案について専門的な意見を聴取します。会議には、利用者や家族も参加できます。なお、利用者や家族の同意があれば、テレビ電話等でも実施できます。

介護予防サービス・支援計画書の交付

↓ 利用者又は家族に説明し、同意を得て、介護予防サービス・支援計画書を交付します。

介護予防サービスの提供

↓ 介護予防サービス計画等に基づいて、介護予防サービスが開始されます。

定期的な確認(モニタリング)・評価

定期的にご利用者宅を訪問するなどにより、計画等の実施状況を確認します。また、計画に位置づけた期間終了時には、目標の達成状況について評価を行います。
その評価に基づき利用者や家族と相談を行い、必要に応じて、介護予防サービス計画等の変更を行います。

4. 介護予防サービスについて

利用者は介護予防サービス計画等に位置付ける指定介護予防サービス事業者その他の事業者について、複数の事業者の紹介を求めることができます。また、当該事業者を介護予防サービス計画等に位置付けた理由の説明を求めることができます。

5. 利用料金等

(1) 利用料

要支援認定又は事業対象者認定を受けられた方は、原則として利用料の自己負担はありません(※1)。

なお、利用料は、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第129号)又は船橋市介護予防ケアマネジメント事業の実施に関する要綱の規定に基づき次表の費用が発生し、介護保険又は地域支援事業から法定代理受領により当事業所に全額支払われます。

区分	単位数	地域区分	金額
介護予防支援費 / 介護予防ケアマネジメント事業費（月単位）（※1）	442単位	10.84円	4,791円
初回加算（初回のみ）	300単位		3,252円
委託連携加算（※2）	300単位		3,252円

※1：介護保険料の滞納等により、法定代理受領（保険給付金が事業者を支払われること）ができない場合には、1ヶ月につき当該サービス月に発生した料金について自己負担となります。その際、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、船橋市介護保険課の窓口に出すと、全額払い戻しを受けられます。

※2：指定介護予防事業所が居宅介護支援事業所にケアプランを委託する際に、居宅介護支援事業所と適切な情報連携等を行った場合に、利用者1人につき初回に限り加算される単位の事です。

（2）支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月18日までに前月分の請求を行いますので、当月末までに銀行振り込みにてお支払いください。後日、領収書を発行します。

6. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用方法

（1）利用開始

当事業所の職員又は委託先の居宅介護支援事業所の介護支援専門員がご家庭を訪問し、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供を開始します。

（2）終了

① 利用者のご都合で介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを終了する場合

解約日の1ヶ月前までに予告することにより、いつでもこの契約を解除することができます。

② 自動終了の場合

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 利用者の要介護認定区分が要介護（要介護1～5）と認定された場合
- ・ 利用者が転出又は転居により事業者の介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供地域外となった場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

7. 当事業所の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの特徴等

（1）運営の方針

- ① 利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、在宅生活全般にわたる介護予防サービス計画等を作成します。

- ② 事業の実施に当たっては、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービスが特定の事業者に着しく偏ることのないよう、公平・中立に努めます。
- ③ 地域の保健・医療・福祉サービスの利用や関係機関との密接な連携を図り、総合的な介護予防サービス計画等の提供に努めます。
- ④ 感染症の発生及びまん延等に関して、指針を整備し、委員会の開催、定期的な研修や訓練（シミュレーション）の実施に取り組みます。
- ⑤ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施に取り組みます。
- ⑥ 各種会議等について、感染防止や多職種連携の促進のため、必要に応じて利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用します。
- ⑦ 利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減のため、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意のうち、書面で行うものについて、電磁的な対応をする場合があります。
- ⑧ 虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止のための指針を整備し、定期的な検討委員会の開催や職員への研修を実施します。

(2)介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施概要等

利用者の生活ニーズから医療ニーズまで幅広い視野に立ち、体系的、客観的な評価を行い、ケアの目的を明確にした介護予防サービス計画等を作成します。

また、利用者の状態の変化や介護予防サービス変更のご希望などには、ご相談のうえ介護予防サービス計画等の変更を行います。

8. サービス内容に関する相談・苦情

(1)当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関するご相談・苦情及び介護予防サービス計画等に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

船橋市南部地域包括支援センター 電話 047-436-2883

(2)当事業所についての苦情窓口

船橋市地域包括ケア推進課 電話 047-436-2882

(3)上記以外の行政機関

船橋市介護保険課 電話 047-436-2304

9. 当事業者の概要

名 称	船橋市
代表者	船橋市長 松戸 徹
所在地	船橋市湊町2丁目10番25号
指定介護予防支援事業所（地域包括支援センター）	5カ所